

## 令和8年度 河津町国民健康保険特定保健指導等業務委託仕様書

### 1. 委託業務名

令和8年度 河津町国民健康保険特定保健指導等業務委託

### 2. 契約期間

契約締結の翌日から令和9年3月26日まで

### 3. 委託業務

- (1) 特定保健指導
- (2) 血圧等保健指導

### 4. 委託業務内容

#### (1) 事業目的

対象者が自らの健康状態を自覚し、メタボリックシンドロームの要因となる生活習慣の課題に気づき、改善に向けた生活習慣への自主的な取り組みを実践することができるように保健指導を実施する。

また、高血圧症は心筋梗塞や脳卒中等のリスク因子となり、生活の質や社会経済的活力と社会保障資源に多大な影響を及ぼすことから、適切な対策が必要であるため、河津町では、特定健康診査の受診者に対して、健診時の血圧結果に応じた予防改善のための保健指導を実施することで、対象者の健康寿命の延伸を図ることを目的に事業を実施する。

なお、事業内容については、厚生労働省作成の「標準的な健診・保健指導プログラム（令和6年度版）」の基本的事項を踏まえたものとする。

更に、同目的のため、その他特定健康診査会場にて健康状態が懸念される受診者への保健指導も行う。

#### (2) 対象者

##### ① 特定保健指導

令和8年度特定健康診査（以下「特定健診」という。）受診者のうち、「標準的な健診・保健指導プログラム（令和6年度版）」に定める階層化の結果、特定保健指導の対象となる者。（想定人数：30人）

##### ② 血圧等保健指導

令和8年度の特定健診受診者のうち、高血圧Ⅱ度以上の者及び健康状態が懸念される者。（想定人数：30人）

#### (3) 実施日時

- ① 令和8年7月及び10月の特定健診実施日9日間（別紙のとおり。）
- ② 令和8年8月から9月の結果説明会実施日4日間（後日決定する。）
- ③ 令和8年11月から12月の結果説明会実施日2日間（後日決定する。）

④ 上記①・②・③以外の5日間程度（打ち合わせにより決定する。）

(4) 従事者

保健師1名及び管理栄養士1名

(5) 業務内容

受注者が保健師及び管理栄養士を2名手配して、以下の内容を実施する。業務実施に際しては、発注者と打ち合わせを行い実施する。

ア. 特定保健指導の初回面接の実施

① 初回面接の分割実施

- ・初回面接1回目：特定健診会場において実施する。腹囲またはBMIが基準値以上であり、かつ血圧が基準値以上に該当する者に対して、生活習慣や健康状態の把握を行うと伴に、行動変容に向けた支援及び行動計画を暫定的に作成する。
- ・初回面接2回目：初回面接1回目の実施後、おおむね2か月以内に電話により実施する。1回目の内容と健診結果を踏まえ、目標設定及び支援計画を完成させる。

② 健診会場で面接を実施できなかった対象者等への対応

- ・健診会場で面接できなかった者、または健診結果が揃い特定保健指導の対象となった者に対しては、電話等により結果説明会の案内及び利用勧奨を行い、当該説明会において初回面接を実施するものとする。

③ 説明会に参加できない対象者等への対応

- ・説明会に参加できない対象者等に対しては、電話連絡の後、訪問または来所等の方法を用いて、対面による初回面接を実施するものとし、現地での対応日を発注者との打ち合わせにより5日間程度設ける。

イ. 血圧等保健指導

受診勧奨及び自己の血圧への意識向上、家庭での血圧測定や減塩などへの取り組みを促す。

ウ. 留意点

保健指導の実施にあたっては、下記の①から③に留意すること。

- ① 対象者が実施可能な目標行動を立てられるような効果的支援であること。
- ② 行動変容ステージや年齢・性差などを考慮した指導であること。
- ③ 対象者の生活習慣改善に利用できる地域資源の情報提供を行うこと。

(6) 物品の準備

使用する物品（記録用紙、保健指導パンフレット等）の準備及び管理は、発注者が行う。なお、それ以外に必要な物品については、双方の協議により決定する。

(7) 実施報告書の作成

受注者は、事業実施日及び従事者人数を一覧にまとめて、個々の評価及び全体の傾向等の評価を行い、実施報告書として発注者が指定する期日までに提出すること。

(8) 特定保健指導の実施に係る記録及び報告書等の作成・提供

ア. 厚生労働省が定める標準的なデータファイル仕様に基づき、利用者個々について実施内容、結果等を電子データとして作成し、その電子データを格納した電子ファイルを暗号化の上、CD-Rへ記録し、報告(提出)すること。

なお、データ作成にあたり、間違いがないか必ず複数人にて確認すること。

イ. 指導過程におけるアセスメントや指導内容を明記した各種記録類等は対象者毎に整理し、発注者へ提出すること。

ウ. 上記提出時以外に発注者が必要なデータの提出を求めた場合は、適宜提出すること。

エ. 発注者が提供した個人データについては、最終的には発注者に全てを返却すること。

5. 個人負担金

事業対象者の個人負担金は無料とすること。

6. 業務委託料の請求及び支払い

(1) 受注者は、委託業務完了後、速やかに業務完了報告書及び委託料支払請求書を作成し、発注者に提出すること。

(2) 発注者は、業務完了報告及び委託料支払請求書を受理した後、1ヶ月以内に委託料を支払うものとする。

7. 個人情報の保護

(1) 受注者は、この委託業務に関して知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならぬ。また、この業務終了後においても同様とする。

(2) 受注者は、個人情報を発注者の指示する目的以外に使用してはならない。また、この業務により知り得た内容を第三者に提供してはならない。

(3) 受注者は、この業務を実施するため個人情報を複製する場合は、発注者の許可を受けるものとし、発注者の許可を受けて複製したときは、事業終了後に発注者に返却しなくてはならない。

## 8. その他

(1) 受注者は、業務の全部を一括して、または本仕様書における業務の主たる部分を第三者に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、第三者が行っても差し支えないと発注者が認めた業務で、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。

(2) 受注者は、本業務の遂行にあたり、発注者と事前打ち合わせを実施するものとし、本業務遂行中においても、必要に応じて発注者と随時連絡を取り、打ち合わせを行うものとする。

なお、本仕様書に定めのない事項及び本業務に関して疑義が生じた場合は、双方の協議により決定する。また、発注者が要請する緊急の連絡や協議等には、迅速に対応すること。

(3) 受注者は、本業務を理解し、スムーズな運営を可能にするため、地方公共団体が発生した保健事業に対して、通算 10 年以上の経験がある保健師及び管理栄養士である者を有すること。

## 令和 8 年度 河津町特定健診日程

日 程	時 間	※セットで受けられる がん検診	会 場
7月 7日 (火)	13:00~14:30	<ul style="list-style-type: none"> <li>・肺がん検診</li> <li>・大腸がん検診</li> </ul>	河津町保健福祉センター
7月13日 (月)			
7月15日 (水)			
7月17日 (金)			
10月17日 (土)			
7月14日 (火)	6:30~7:45	<ul style="list-style-type: none"> <li>・胃がん健診</li> <li>・肺がん検診</li> <li>・大腸がん検診</li> </ul>	
7月16日 (木)			
10月14日 (水)			
7月18日 (土)	8:00~9:30		

## 令和 8 年度 河津町結果説明会日程

日 程		会 場
8月から9月	4日間(後日決定する。)	河津町保健福祉センター
11月から12月	2日間(後日決定する。)	